

第73回 定時株主総会 招集ご通知

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

TOHTOSUISAN
東都水産株式会社

開催日時 2021年6月16日(水曜日)

午前10時30分

(受付開始予定 午前9時30分)

※開催時刻が昨年と異なりますのでご注意ください。

開催場所 東京都江東区豊洲六丁目6番1号
東京都中央卸売市場豊洲市場7街区
管理施設棟1階 講堂

※末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

決議事項 <会社提案(第1号議案から第3号議案まで)>

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役8名選任の件

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

<株主提案(第4号議案)>

第4号議案 取締役1名選任の件

株主提案(第4号議案)に係る議案の要領及び提案の理由は、後記「株主総会参考書類」に記載のとおりであります。

目次

第73回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
(添付書類)	
事業報告	19
連結計算書類	40
計算書類	43
監査報告書	46

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本株主総会につきましては、株主様の健康状態にかかわらず、可能な限りご来場はお控えいただき、書面による事前の議決権行使をお願い申し上げます。

株主各位

証券コード 8038
2021年5月31日

東京都江東区豊洲六丁目6番2号
東都水産株式会社
代表取締役社長 江原 恒

第73回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第73回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月15日（火曜日）午後5時までに到着するよう、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2021年6月16日（水曜日）午前10時30分 （受付開始予定 午前9時30分） ※開催時刻が昨年と異なりますのでご注意ください。
2 場 所	東京都江東区豊洲六丁目6番1号 東京都中央卸売市場豊洲市場7街区 管理施設棟1階 講堂 (末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3 目的事項	報告事項 1. 第73期（2020年4月1日から2021年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算 書類監査結果報告の件 2. 第73期（2020年4月1日から2021年3月31日まで） 計算書類報告の件 決議事項 <会社提案（第1号議案から第3号議案まで）> 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役8名選任の件 第3号議案 補欠監査役1名選任の件 <株主提案（第4号議案）> 第4号議案 取締役1名選任の件 株主提案（第4号議案）に係る議案の要領及び提案の理由は、後 記「株主総会参考書類」に記載のとおりであります。

4 インターネット開示に関する事項	<p>本株主総会招集に際して提供すべき書類のうち、下記の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (https://www.tohsui.co.jp/ir/) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」 2. 連結計算書類の「連結注記表」 3. 計算書類の「個別注記表」
5 議決権行使に関する事項	<p>各議案につき賛否の表示がない議決権行使書が提出された場合、会社提案については賛成、株主提案については反対の意思表示があったものとして取り扱いたします。</p>

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、地球環境保護のため、議事資料として本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
- 当社定款の定めにより、代理人としてご出席いただけるのは当社の議決権を有する他の株主様1名のみとさせていただきます。その際、株主様ご本人及び代理人の株主様の議決権行使書用紙とともに、代理権を証する書類（委任状）が必要となりますのでご了承ください。
- 換気のため会場内は空調の効きが弱くなる場合がございます。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.tohsui.co.jp/ir/>) に掲載させていただきます。

<新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた株主の皆様へのお願い及び当社の対応>

本株主総会は、株主の皆様のご健康及び安全並びに新型コロナウイルス感染拡大防止を最優先し以下のとおり開催いたしますので、株主の皆様におかれましてはご理解並びにご協力をお願い申し上げます。

1. 株主の皆様へのお願い

株主の皆様におかれましては、可能な限り当日のご来場をお控えいただき、書面による事前の議決権行使をお願い申し上げます。本株主総会にご出席される場合には、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。体調がすぐれないと見受けられる株主様に対しましては入場をお断り又は退場していただくことがございます。

2. 当社の対応について

会場の当社スタッフは検温を含め体調を確認のうえ、マスク着用で対応いたします。受付及び会場入口付近に株主様のための消毒液を設置し、会場の座席は間隔を空けて配置いたします。その他にも感染予防のための措置を講じる場合がございます。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイト (<https://www.tohsui.co.jp/ir/>) においてお知らせいたします。

株主総会参考書類

<会社提案（第1号議案から第3号議案まで）>

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、創業以来一貫して株主の皆様への利益還元を最重要な課題のひとつと認識して事業の経営にあたっており、業績に対応した配当を行うことを基本とし、かつ経営基盤の強化と今後の事業展開に備えるための内部留保の充実などを勘案し、出来得る限り安定配当に努めることを基本方針としております。

上記の基本方針を総合的に勘案いたしまして、以下のとおり第73期の期末配当及びその他の剰余金の処分をいたしたいと存じます。なお、期末配当につきましては、前期末配当より15円増配することとし、1株当たり80円とさせていただきますと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類	金銭
(2) 配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき金 80円 総額 318,333,760円
(3) 剰余金の配当が効力を生じる日	2021年6月17日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目とその額	別途積立金	700,000,000円
(2) 減少する剰余金の項目とその額	繰越利益剰余金	700,000,000円

第2号議案

取締役8名選任の件

取締役6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、取締役三浦隆司氏は2021年1月12日付で辞任により退任いたしました。つきましては、経営体制の強化を図るため、社外取締役の候補者4名を含む取締役8名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	属性	取締役会出席状況
1	なが たに こういちろう 長 谷 幸一郎	取締役会長	再任	94% (16/17回)
2	え はら こう 江 原 恒	代表取締役社長	再任	100% (17/17回)
3	く が しょう じ 久 我 勝 二	専務取締役 (営業本部長)	再任	100% (17/17回)
4	ほそ の まさ お 細 野 雅 夫	取締役 (総務部門担当、電算部担任)	再任	100% (17/17回)
5	さ とう たか はる 佐 藤 隆 治	社外取締役	再任 社外 独立	100% (17/17回)
6	あ そう いわお 麻 生 巖	—	新任 社外	—
7	あん らく ちから 安 楽 力	—	新任 社外 独立	—
8	こ が よし とし 古 賀 善 敏	—	新任 社外 独立	—

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び定款に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者 番号	氏名(生年月日) 取締役在任年数	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
1 再任	なが たに こういちろう 長谷 幸一郎 (1961年5月13日生) 取締役在任年数 (本株主総会終結時) 4年	1982年 4月 戸光水産入社 1991年 4月 三陽商店設立 1992年 4月 同店を法人化 株式会社三陽商店(現 株式会社三陽) 代表取締役社長(現任) 2009年 4月 株式会社マルサンフーズ設立 同社代表取締役社長(現任) 2012年 9月 株式会社ウエストジャパンフーズ設立 同社代表取締役会長(現任) 2013年 4月 株式会社サンヨウサービス設立 同社代表取締役社長(現任) 2013年 5月 株式会社魚伸取締役(現任) 2017年 6月 当社取締役営業本部担当 2019年 3月 海興水産株式会社代表取締役社長(現任) 2019年 8月 当社取締役事業開発統括本部担当 2020年 6月 当社取締役会長(現任) 2020年 8月 株式会社伝水設立 同社代表取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社三陽代表取締役社長 株式会社マルサンフーズ代表取締役社長 株式会社ウエストジャパンフーズ代表取締役会長 株式会社サンヨウサービス代表取締役社長 海興水産株式会社代表取締役社長 株式会社伝水代表取締役	一株
取締役候補者とした理由 長谷幸一郎氏は、水産流通並びに水産加工を営む複数の会社を設立し、長年にわたりそれら事業会社の代表を務めるとともに、2017年以來当社の取締役を、また2020年6月からは取締役会長を務めております。事業を継続・拡大するなかで培ってきた水産業全般にわたる豊富な経験や幅広い見識、並びに当社グループの競争力向上に取り組んできた実績が、収益基盤の維持・強化を推進する当社のグループ経営に欠かせないものと判断し、引き続き取締役の候補者といいたしました。			

候補者番号	氏名(生年月日) 取締役在任年数	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2 再任	えはら こう 江原 恒 (1959年12月23日生) 取締役在任年数 (本株主総会終結時) 11年	1983年 4月 当社入社 2009年 4月 当社経営企画室室長 2010年 6月 当社取締役経理部長 2014年 4月 当社取締役総務部門担当 2017年 11月 当社代表取締役社長(現任)	一株
	<p>取締役候補者とした理由</p> <p>江原恒氏は、長年にわたり経理部門に従事し、経営企画室室長の兼任を経て、2010年以来当社の取締役を、また、2017年より代表取締役社長を務めております。総務部門の統括として当社グループの財務体質及びガバナンスの強化に大きく貢献してきた豊富な経験・実績・見識と、経営者としてのリーダーシップが、当社グループ経営の推進と持続的な企業価値向上に欠かせないものと判断し、引き続き取締役の候補者いたしました。</p>		
3 再任	くが しょうじ 久我勝二 (1969年9月24日生) 取締役在任年数 (本株主総会終結時) 4年	1993年 4月 当社入社 2012年 4月 当社鮮魚部副部長 2015年 4月 当社執行役員鮮魚部長 2017年 4月 当社執行役員営業副本部長 2017年 6月 当社取締役営業副本部長 2017年 6月 当社取締役事業開発統括副本部長 2018年 6月 当社常務取締役営業副本部長 2018年 6月 当社常務取締役事業開発統括副本部長 2019年 6月 当社専務取締役営業本部長(現任) 2019年 6月 当社専務取締役事業開発統括本部担当	一株
	<p>取締役候補者とした理由</p> <p>久我勝二氏は、長年にわたり営業部門に従事し、執行役員鮮魚部長、執行役員営業副本部長を経て、2017年以来当社の取締役を、また、2019年から営業本部長を務めております。営業部門の統括として水産物卸売事業の収益拡大に大きく貢献してきた卓越した執行力と、様々なニーズに応じた機動的な仕入・販売に関する豊富な経験・実績・見識が、当社グループ経営のさらなる推進・強化と持続的な企業価値向上に欠かせないものと判断し、引き続き取締役の候補者いたしました。</p>		

候補者 番号	氏名（生年月日） 取締役在任年数	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
<p style="font-size: 2em; font-weight: bold; color: #0056b3;">4</p> <p style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px; font-weight: bold;">再任</p>	<p style="text-align: center;">ほそ の まさ お 細野 雅夫 (1965年2月22日生)</p> <p style="text-align: center;">取締役在任年数 (本株主総会終結時) 2年</p>	<p>1987年 4月 当社入社 2012年 4月 当社経営企画室室長 2015年 7月 当社執行役員総務部長 2019年 6月 当社取締役総務部門担当（現任）</p>	<p>一株</p>
	<p>取締役候補者とした理由</p> <p>細野雅夫氏は、長年にわたり総務、秘書、経営企画等の管理部門に従事し、経営企画室室長、執行役員総務部長を経て、2019年以来当社の取締役を務めております。総務・企画部門の長として、当社グループのガバナンス強化並びに業務改善に大きく貢献してきた豊富な経験・実績・見識が、当社グループ経営のさらなる基盤整備と取締役会の実効性向上に欠かせないものと判断し、引き続き取締役の候補者いたしました。</p>		

候補者番号	氏名(生年月日) 取締役在任年数	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
<p style="text-align: center; font-size: 24px; font-weight: bold;">5</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</p>	<p style="text-align: center;">さ　とう　たか　はる 佐藤隆治 (1958年4月15日生)</p> <p style="text-align: center;">取締役在任年数 (本株主総会終結時) 3年</p>	<p>1982年 4月 株式会社日本データネット(現 ソフトバンク株式会社) 入社</p> <p>1991年 11月 株式会社システムソフト常務取締役</p> <p>1996年 6月 同社専務取締役</p> <p>1997年 4月 同社代表取締役社長</p> <p>1998年 8月 社団法人マルチメディア・アライアンス福岡 理事</p> <p>1999年 4月 社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会 理事</p> <p>2002年 1月 上海菱通グループ取締役</p> <p>2005年 8月 有限会社エスアンドカンパニー設立 同社代表取締役社長(現任)</p> <p>2015年 12月 株式会社フォーシーズホールディングス社外取締役(現任)</p> <p>2018年 6月 当社社外取締役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 有限会社エスアンドカンパニー代表取締役社長 株式会社フォーシーズホールディングス社外取締役</p>	<p>一株</p>
	<p>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</p> <p>佐藤隆治氏は、IT系事業会社の役員や経営コンサルタント会社の代表を長年務めるとともに、上場会社の社外取締役に就任するなど、経営者としての豊富な経験・実績や企業ガバナンスに関する高い見識を有しております。それら経験・実績・見識を活かし、実践的な視点も交えながら、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場で、グループ経営全般はもとより新規投資や組織運営におけるリスクマネジメントに関して、収益基盤の維持・強化を推進する当社のコーポレート・ガバナンスに資する的確な提言や助言をいただいております。また、任意の委員会である評価・報酬協議会では委員長として公正透明な協議会運営を主導したほか、委員として取締役候補者の選定や取締役報酬の決定、及び取締役会の実効性の評価に関して客観的・中立的立場で意見を述べるなど、当社の企業価値向上に貢献していただいていることから引き続き社外取締役の候補者といたしました。</p>		

候補者番号	氏名(生年月日) 取締役在任年数	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
<p style="font-size: 2em; font-weight: bold; color: #0070C0;">7</p> <p style="background-color: #333; color: white; padding: 2px; text-align: center; font-weight: bold;">新任</p> <p style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px; text-align: center; font-weight: bold;">社外</p> <p style="background-color: #333; color: white; padding: 2px; text-align: center; font-weight: bold;">独立</p>	<p style="text-align: center;">あんらくちから 安楽力 (1957年12月11日生)</p> <p style="text-align: center;">取締役在任年数 (本株主総会終結時) 一年</p>	<p>1980年 4月 大都魚類株式会社入社 1988年 2月 株式会社双英(のちに株式会社新日食に吸収合併)入社 1991年 9月 株式会社ムーバー設立 同社取締役 2009年 9月 三印三浦水産株式会社入社 2014年 3月 恒栄商事株式会社代表取締役(現任) 2017年 4月 三印三浦水産株式会社執行役員東京支店長(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 恒栄商事株式会社代表取締役 三印三浦水産株式会社執行役員東京支店長</p>	<p>一株</p>
<p>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</p> <p>安楽力氏は、水産卸会社に勤務したのち水産物の専門商社を起業し、現在は水産物の卸・加工会社の東京支店長として同支店の国内流通並びに輸出入業務を統括するなど、水産業全般にわたる幅広い見識や水産流通に関する実務・経営面での豊富な経験・実績を有しております。それら見識・経験・実績を活かし、具体的・実践的な視点も交えながら、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場で、当社グループの主力事業である水産物卸売事業の海外調達を含む施策全般において、収益基盤の維持・強化を推進する当社のコーポレート・ガバナンスに資する的確な提言や助言をいただけるものと判断し、新たに社外取締役の候補者いたしました。なお、同氏が社外取締役に選任された場合には、任意の委員会である評価・報酬協議会の委員として当社の取締役候補者の選定や取締役報酬の決定、及び取締役会の実効性の評価に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。</p>			

候補者番号	氏名(生年月日) 取締役在任年数	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
8 新任 社外 独立	こがよしとし 古賀善敏 (1964年9月20日生) 取締役在任年数 (本株主総会最終時) 一年	1985年 6月 有限会社古賀商店(現 株式会社古賀商店) 入社 2011年 10月 同社代表取締役社長(現任) 2011年 12月 株式会社弥栄設立 同社代表取締役社長(現任) 2012年 10月 海心株式会社設立 同社取締役 2015年 11月 同社代表取締役社長(現任) 2016年 9月 KOGAホールディングス株式会社設立 同社代表取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社古賀商店代表取締役社長 株式会社弥栄代表取締役社長 海心株式会社代表取締役社長 KOGAホールディングス株式会社代表取締役社長	一株
<p>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</p> <p>古賀善敏氏は、長年にわたり鮮魚の小売を主業とする事業法人の代表を務め、事業の主力であるテナント出店の拡大を図るなか、近年では回転寿司や海鮮居酒屋等の飲食事業も展開するなど、鮮魚の小売事業や飲食事業に関する豊富な経験・実績や幅広い見識を有しております。それら経験・実績・見識を活かし、具体的・実践的な視点も交えながら、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場で、当社グループの主力事業である水産物卸売事業の商品調達・販売全般において、収益基盤の維持・強化を推進する当社のコーポレート・ガバナンスに資する的確な提言や助言をいただけるものと判断し、新たに社外取締役の候補者といたしました。なお、同氏が社外取締役に選任された場合には、任意の委員会である評価・報酬協議会の委員として当社の取締役候補者の選定や取締役報酬の決定、及び取締役会の実効性の評価に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。</p>			

- (注) 1. 長谷幸一郎氏は株式会社三陽の代表取締役社長であり、当社は同社との間に商品仕入等営業上の取引関係があります。また、麻生巖氏は当社株式の36.72%の議決権(2021年3月31日現在)を保有する合同会社ASTSホールディングスの職務執行者及び同社の完全親会社である株式会社麻生の代表取締役社長であり、当社は両社との間で資本業務提携契約を締結しております。その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 佐藤隆治氏、麻生巖氏、安樂力氏及び古賀善敏氏は、社外取締役候補者であります。
3. 佐藤隆治氏は現在、当社の社外取締役であり社外取締役としての在任期間は、本株主総会最終の時をもって3年となります。
4. 当社は、佐藤隆治氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、安樂力氏及び古賀善敏氏が社外取締役に選任された場合には、当社は両氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
- なお、佐藤隆治氏の上記略歴に記載の法人と当社グループとの間に過去及び現在において取引関係はありません。安樂力氏が現在執行役員東京支店長を務めている三印三浦水産株式会社と当社との間には商品仕入の取引関係がありますが、その年間取引額は当社グループの連結売上高の0.01%未満かつ同社の売上高の2%未満と当社の独立性判断基準を満たすものであり社外取締役の独立性に影響を与えるおそれはないものと判断しております。また、古賀善敏氏が現在代表を務

めている株式会社弥栄と当社グループの間には商品仕入等の取引関係がありますが、その年間取引額は当社グループの連結売上高の0.3%未満（同社の当社グループに対する売上高はありません）と僅少であり社外取締役の独立性に影響を与えるおそれはないものと判断しております。

5. 当社は、佐藤隆治氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合には、同氏との当該契約を継続する予定であります。また、麻生巖氏、安樂力氏及び古賀善敏氏が社外取締役に選任された場合には、当社は各氏との間で上記と同様の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより取締役を含む被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険により填補することとしております。各候補者が取締役に選任された場合には、いずれの取締役も当該保険契約の被保険者となる予定であります。なお、当該保険の保険料は全額当社が負担しており、また、当該保険の保険期間は1年間で当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新いたします。

第3号議案

補欠監査役1名選任の件

社外監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

属性	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">独立</div>	い はら ひで のり 井原 秀 憲 (1956年3月29日生)	1987年 8月 新光監査法人（のちの中央青山監査法人）入所 1991年 1月 太田昭和監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入所（2004年3月退職） 2004年 4月 株式会社産業再生機構入社 2004年 8月 株式会社ストライク入社 2010年 6月 良公監査法人 代表社員（現任） 2013年 2月 井原秀憲公認会計士事務所開設 同事務所代表（現任） 2013年 2月 KDi Advisory Service株式会社設立 同社代表取締役（現任） 2013年 3月 株式会社ミナトマネジメント取締役（現任） (重要な兼職の状況) 公認会計士 税理士 良公監査法人代表社員 井原秀憲公認会計士事務所代表 KDi Advisory Service株式会社代表取締役	-株
補欠の社外監査役候補者とした理由 井原秀憲氏は、大手監査法人や経営コンサルタント会社に勤務ののち、公認会計士事務所やM&Aアドバイザリー会社の代表、また、不動産・ファンドマネジメント会社の役員を務めるなど、公認会計士や税理士の資格を活かした豊富な実務・マネジメント経験と財務・会計・税務に関する高度な知見を有しております。このため、それら経験・知見を活用することによって、監査機能のより一層の充実が図れると判断し、引き続き補欠の社外監査役の候補者としていたしました。			

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 井原秀憲氏は補欠の社外監査役候補者であります。
 3. 井原秀憲氏が社外監査役に就任した場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。なお、井原秀憲氏が過去に在籍していた太田昭和監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）は現在の当社会計監査人ですが、同氏が同法人を退職してから10年超経過しているため、同氏が社外監査役に就任した場合の独立性に影響を与えるおそれはないものと判断しております。
 4. 井原秀憲氏が社外監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより監査役を含む被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険により填補することとしております。井原秀憲氏が社外監査役に就任された場合には、同氏も当該保険契約の被保険者となる予定であります。なお、当該保険の保険料は全額当社が負担しており、また、当該保険の保険期間は1年間で当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新いたします。

【ご参考】 当社の独立社外役員の独立性判断基準

当社の社外役員の独立性に関する基準は、以下のとおりであります。

なお、対象期間については、1については現在及び無期限の過去とし、2～5については現在及び過去10年間とします。

1. 当社関係者
 - ・現在あるいは過去において当社（当社の子会社及び関連会社を含む、以下同じ。）の業務執行者・顧問等（以下「業務執行者等」という。）でないこと。
 - ・社外監査役にあつては、これらに加え、当社の業務執行を行わない取締役及び会計参与でないこと。
2. 議決権保有者
 - ・当社の5%以上の議決権を保有する株主又はその業務執行者等でないこと。
 - ・当社が5%以上の議決権を保有する会社の業務執行者等でないこと。
3. 取引先関係者
 - ・当社との間で、双方いずれかの連結売上高2%以上に相当する金額の取引がある取引先の業務執行者等でないこと。
 - ・当社の主要借入先（連結ベースでの残高シェア上位3社）の業務執行者等でないこと。
 - ・当社の主幹事証券会社の業務執行者等でないこと。
4. 専門的サービス提供者
 - ・当社の会計監査人である公認会計士又は監査法人の社員、パートナー、職員でないこと。
 - ・公認会計士・税理士・弁護士・その他コンサルタントとして、当社から役員報酬以外に年間1,000万円以上の報酬を受領しているものでないこと。
5. その他
 - ・上記1～4に掲げる者の2親等以内の親族でないこと。
 - ・当社との間で、役員が相互就任している会社の業務執行者等でないこと。
 - ・当社との間で、株式を相互保有している会社の業務執行者等でないこと。

以 上

<株主提案（第4号議案）>

第4号議案は、株主（1名）からの提案によるものであります。

当社取締役会は、株主提案である第4号議案に**反対**いたします。

第4号議案に対する反対の理由は次ページ以下に記載しています。

第4号議案 取締役1名選任の件

議案の要領及び提案の理由

【議案の要領】

以下の取締役候補者1名を、東都水産株式会社の取締役として選任する。

氏名 (生年月日)	略歴、東都水産株式会社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
栗山 治 (1959年1月28日生)	1981年 4月 大洋漁業株式会社（現マルハニチロ株式会社）入社 2004年 4月 マルハ株式会社（現マルハニチロ株式会社）水産第二部長 2009年 4月 株式会社マルハニチロ水産執行役員 2012年 4月 同社取締役 2014年 4月 マルハニチロ株式会社執行役員 2014年 6月 同社取締役 2018年 4月 同社常務執行役員 2018年 6月 同社取締役（現任） 2020年 4月 同社専務執行役員（現任） (重要な兼職の状況) マルハニチロ株式会社 取締役専務執行役員	一株

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

栗山治氏は、世界有数の水産事業者でかつ日本全国をまたぐ荷受ネットワークを運営するマルハニチロ株式会社に長年従事し、水産物流通全般に幅広い知見と豊富な経験を有し、グローバルな水産事業の拡大にも実績を上げている人材であります。それら見識・経験を活かし、市場再編の議論を加速させるための的確な提言や助言をいただけることを期待し、新たに社外取締役の候補者といたしました。

(注) 1. 栗山治氏はマルハニチロ株式会社の取締役専務執行役員であり、東都水産株式会社は同社と商品の仕入などの取引関係があります。

2. 栗山治氏は、社外取締役候補者であります。

【提案の理由】

現在の流通環境下で大卸数は明らかに過剰で需給バランスのとれた良質な事業構造から逸脱し、流通全体を滞らせていると思量しております。市場の停滞は事業全体のサステナビリティにも大きな影を落としているため将来の大卸再編は避けられず、事業構造の転換により合理的な運営規模又は形態とした上で、豊洲全体を現在の流通環境に相応したものに変更する必要があります。市場流通を起点に水産物流通の変革を進める最も有力な方法は近い将来の市場再編であり、今回の提案はその検討を加速させるためのものです。

栗山治氏は、上記の略歴等に記載のとおり、水産物流通全般に幅広い知見と豊富な経験を有し、グローバルな水産事業の拡大にも実績を上げている人材で、市場再編の議論を加速させるための人選として最適であります。この取組は東都水産株式会社に必ずや利益をもたらすものと思量しております。

以上

(会社注) 以上は、提案株主から提出された株主提案書に記載の議案の要領及び提案の理由を原文のまま記載したものであります。

＜上記株主提案（第4号議案）に対する取締役会の意見＞

当社取締役会は、以下の理由により、本株主提案に反対いたします。

【反対の理由】

当社は従前から豊洲市場及び大卸、卸の将来について市場の在り方や再編の必要性を含めて、重要なテーマとしての認識を有しております。本提案を受け、問題意識を改めて確識し、当社取締役会において真摯に検討を重ねてまいりました。

しかしながら、上場企業の経営は、特定大株主だけでなく一般株主も含めた株主共同の利益のために行うことを心掛けるべきところ、次のとおり、本提案は当社の経営方針と相容れないばかりか、当社の企業価値・株主価値にとって具体的なメリットがあるのかに疑問を有し、また、当社の企業秘密が競合他社に流出しかねないことなど、当社にとって大きな不利益が生じることが危惧されることから、賛成はできないとの結論に至りました。

全国的に大手水産卸売業者が上場水産会社の資本参加や役員派遣を受けて色分けされる中、当社は創業以来、いわゆる独立系として自由度を保った独立した経営を進めてまいりました。当社取締役会は、このような自由度を保った独自の経営戦略に基づいて、安定した成長路線を歩むことが、企業価値向上にとって最善であると同時に、市場や卸の活気を失わないことにより、流通に携わる方達の創意工夫が生み出される契機の多様性、各家庭や外食業などの施設で水産物を楽しむ魚食文化の発展的育成に資するところがあると考えております。提案株主は本提案で、豊洲市場における水産物流通の変革を進める最も有力な方法として、近い将来の市場再編があり、その検討を

加速させるためのものである旨を説明していますが、当社として現時点では主体的にこれに同業者と協働して着手することを考えておりません。

提案株主であるマルハニチロ株式会社の2017年3月期から2020年3月期有価証券報告書によれば、マルハニチロ株式会社は、同期間、当社と同業会社である大都魚類株式会社を子会社とし、本提案内容の希望と同様に、マルハニチロ株式会社からの役員の兼任をさせております。しかしながら、大都魚類株式会社の有価証券報告書によれば、同社の連結会計年度の純利益は、2017年3月期が929百万円、2018年3月期が742百万円、2019年3月期が261百万円、2020年3月期が△32百万円と低下の一途であり、単体の事業年度の純利益も、2017年3月期が851百万円、2018年3月期が702百万円、2019年3月期が199百万円、2020年3月期が△66百万円と同じく低減をしており、いずれも純損失が計上されるに至っています。このような実績を踏まえすと、当社取締役会としては、本提案が承認され、マルハニチロ株式会社が指名した候補者が当社の社外取締役に選任されることで、当社の企業価値・株主価値が向上するとは判断し難いと考えます。

また、提案株主が本提案で社外取締役候補者として推薦している栗山治氏は、マルハニチロ株式会社の取締役専務執行役員であります。マルハニチロ株式会社は、豊洲市場内において当社との競業企業である大都魚類株式会社を完全子会社化しております。本提案が承認され、当社における有形無形を問わないノウハウがマルハニチロ株式会社ないし同社を介して大都魚類株式会社に流出する可能性が生じ得ることは、弊社及び弊社の株主にとって極めて不可逆的な打撃となるため、本提案には受け入れ難いリスクがあると認識をいたします。

以上から、当社取締役会は、本議案が当社の企業価値・株主価値の向上にとって有益なものとはいえず、同時に当社の企業価値・株主価値を毀損するおそれが否定できないものと考えております。

したがって、当社取締役会は、上記のとおり、株主提案である第4号議案に反対いたします。

以 上

1 当社グループ（企業集団）の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの感染拡大により社会・経済活動の制約が強まり、企業収益・雇用環境が急速に悪化するとともに、個人消費も大きく落ち込みました。2020年4月に発出された緊急事態宣言の解除後は、GoToトラベルやGoToイート等の政策効果もあり、経済活動に回復の兆しがみられたものの、年明け後には緊急事態宣言が再発出されるなど、感染は収束に向かわず、先行きにつきましても当面の間は不透明な状況が継続するものと思われまます。

水産物卸売市場業界におきましては、同感染症の影響により、内食関連需要で一部伸長する商品がみられたものの、高単価商材をメインとする外食・観光関連需要の落ち込みは大きく、また水産資源の減少や魚の回遊水域の変化による漁獲量の減少、海外での需要増加による仕入価格の高止まり、さらに市場外流通の多様化による業態を超えた競争が継続するなど、引き続き厳しい事業環境で推移いたしました。

このような状況のなか当社グループは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため取引先並びに従業員の安全を最優先としたうえで、同感染症の影響を最小限に留められるよう諸経費全般の見直し等一層の効率化に注力するとともに、引き続き市場環境や消費者ニーズの変化に対応した集荷・販売に努め、仕入先との協働、きめ細かい営業や販売先への協力、グループ会社間の連携、収益率を重視した効率的な取引に注力することにより、経営基盤の強化を図ってまいりました。

また、新型コロナウイルスの感染が拡大するなか消費者の健康意識や食の安全安心への意識が一層高まるとともに、取引先の要望も多様化してきており、これに応えるべく集荷・販売への機動性確保と、消費者の皆様の豊かで魅力的な食生活の創出を第一義に考えた商品提供に取り組んでまいりました。

2020年11月には中長期的な事業の拡大並びに企業価値の増大等を目的として株式会社麻生及び同社の完全子会社である合同会社A S T S ホールディングスとの間で資本業務提携契約を締結いたしました。衛生管理面においては、昨年度取得したHACCPの考え方に基づく都の衛生管理の認証制度である東京都食品衛生自主管理認証を豊洲市場内の当社すべての売場において更新し、さらに食品安全マネジメントシステムに関する国際規格であるISO22000の2021年度上半期中の認証取得を目指し、体制の整備や審査を進めているところであります。

当連結会計年度における部門別の概況は次のとおりであります。

当社グループの主要部門である水産物卸売事業の全体的概況として、鮮魚はアジ・イワシが量販店への販売強化

や家庭内消費の増加により、イカは単価安を積極的な集荷による取扱数量の増加で補い、それぞれ増収となり、ウニは外食需要減退の影響を最小限に留め数量、金額とも前年並を確保いたしました。他方ここ数年歴史的不漁が続いているサンマは、当期さらなる不漁に見舞われ大幅な減収となり、サバも全国的な不漁による影響により前年取扱金額を下回る結果となりました。主力商品のマグロは国内天然物を中心に飲食店等の営業自粛の影響を受け、前年取扱金額を下回る結果となりました。鮮魚全体では、水揚量の減少により取扱数量を減らす魚種がみられたことや、新型コロナウイルス感染症の影響による高単価商材の売上減少により、数量・金額とも前年を下回る結果となりました。

冷凍魚は、冷ギンダラが単価安のなか販売数量を伸ばすことができず、また、冷カニは資源量の減少と諸外国での消費の伸びによる単価の高止まりがあり、さらに、冷マグロや冷エビは外食需要減退の影響があり、それぞれ前年取扱金額を下回る結果となりました。他方、冷鮭鱒や冷カレイは家庭内消費増加の影響により、冷イカは当社海外事業部での取組強化により、それぞれ数量・金額とも前年を大幅に上回る結果となりました。冷凍魚全体では、内食関連需要増加の影響等で売上増となる魚種もみられましたが、外食需要減退の影響は大きく、数量・金額とも前年を下回る結果となりました。

塩干加工品は、秋鮭が量販店への積極的な働きかけと家庭内消費の増加により、ウナギ製品は稚魚であるシラスウナギの漁獲量回復による単価の値下がりがあり、それぞれ数量を伸ばし売上増となりました。また、練製品等加工食品は、販売先への積極的な営業に努めるとともに家庭内消費増加の影響もあり前年を上回る結果となりました。他方、イクラや筋子等の魚卵類は単価高が継続したことにより、また、干物類は飲食店向け販売が減少し、それぞれ前年取扱金額を下回る結果となりました。塩干加工品全体では、内食関連需要増加の影響等により増収となりました。

以上の結果、水産物卸売事業部門の当連結会計年度の取扱数量は119,090吨（前期比13.2%減）、取扱金額は97,014百万円（同12.4%減）、営業利益は560百万円（同11.6%減）となりました。

冷蔵倉庫及びその関連事業部門におきましては、AERO TRADING社（カナダ・バンクーバー）の主力商材のひとつである鮭鱒類が漁獲規制の影響を受けたこと等により売上高は5,466百万円（前期比15.0%減）、同社における販売費及び一般管理費の減少等があり営業利益は645百万円（同33.5%増）となりました。

不動産賃貸事業部門におきましては、既存管理物件の稼働率向上に努めましたが売上高は665百万円（前期比6.1%減）、賃貸原価の削減を進め営業利益は234百万円（同3.2%増）となりました。

事業別連結業績

(単位：百万円)

事業区分	売上高	前期比増減率	営業利益	前期比増減率
水産物卸売事業	97,014	△12.4%	560	△11.6%
冷蔵倉庫及びその関連事業	5,466	△15.0%	645	33.5%
不動産賃貸事業	665	△6.1%	234	3.2%
(調整額)	－	－	△0	－
合計	103,147	△12.5%	1,439	7.0%

(注) 各事業の営業利益につきましては、事業間の内部取引を調整する前の金額を記載しており、その合計は財産及び損益の状況等の営業利益とは一致しない場合があります。

この結果、当連結会計年度の業績につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響等により売上高は103,147百万円（前期比12.5%減）、利益面では、営業利益が、売上総利益の減少があったものの、保管料等販売諸経費の削減や人件費を中心とした一般管理費の減少により1,439百万円（同7.0%増）、経常利益は、受取配当金や補助金収入の増加等があり1,739百万円（同13.3%増）、特別損益の加減算等を行い、親会社株主に帰属する当期純利益は1,523百万円（同12.1%増）となりました。

また、当社単体の業績につきましては、売上高は79,403百万円（前期比12.0%減）、営業利益は654百万円（同0.3%増）、経常利益は1,024百万円（同24.9%減）、当期純利益は976百万円（同21.9%減）となりました。

連結業績

(単位：百万円)

区分	第72期 2020年3月期	第73期（当期） 2021年3月期	前期比増減率
売上高	117,857	103,147	△12.5%
営業利益	1,344	1,439	7.0%
経常利益	1,535	1,739	13.3%
親会社株主に帰属する当期純利益	1,359	1,523	12.1%

個別（単体）業績

(単位：百万円)

区分	第72期 2020年3月期	第73期（当期） 2021年3月期	前期比増減率
売上高	90,207	79,403	△12.0%
営業利益	652	654	0.3%
経常利益	1,363	1,024	△24.9%
当期純利益	1,251	976	△21.9%

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資総額は、486百万円であり、主なものはAERO TRADING社における漁業権の取得であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達は、経常的な資金調達のみで特に記載すべき事項はございません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はございません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はございません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はございません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はございません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 当社グループ（連結）の財産及び損益の状況の推移

区分		第70期 2018年3月期	第71期 2019年3月期	第72期 2020年3月期	第73期 (当連結会計年度) 2021年3月期
売上高	(百万円)	117,195	116,382	117,857	103,147
営業利益	(百万円)	1,407	1,362	1,344	1,439
経常利益	(百万円)	1,483	1,707	1,535	1,739
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	979	1,381	1,359	1,523
1株当たり当期純利益	(円)	246.32	354.81	350.28	387.19
総資産	(百万円)	28,696	29,204	29,097	30,068
純資産	(百万円)	15,512	15,626	16,892	18,263

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第71期の期首から適用しており、第70期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

② 当社（単体）の財産及び損益の状況の推移

区分		第70期 2018年3月期	第71期 2019年3月期	第72期 2020年3月期	第73期 (当事業年度) 2021年3月期
売上高	(百万円)	85,582	87,518	90,207	79,403
営業利益	(百万円)	180	563	652	654
経常利益	(百万円)	591	984	1,363	1,024
当期純利益	(百万円)	379	902	1,251	976
1株当たり当期純利益	(円)	95.45	231.63	322.43	248.29
総資産	(百万円)	16,700	17,346	17,244	17,796
純資産	(百万円)	7,982	8,162	9,200	10,153

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第71期の期首から適用しており、第70期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

(3) 重要な子会社の状況 (2021年3月31日現在)

重要な子会社の状況は、次のとおりであります。

名称	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	当社の議決権比率 (%)
(連結子会社)			
株式会社埼玉県魚市場	100	水産物卸売、冷蔵倉庫及びその関連事業、不動産賃貸	100.0
千葉魚類株式会社	75	水産物卸売	100.0
釧路東水冷凍株式会社	30	冷蔵倉庫及びその関連事業 (水産加工品の製造・販売及び冷蔵倉庫業)	100.0
AERO TRADING CO.,LTD.	(千C\$) 12	冷蔵倉庫及びその関連事業 (水産加工品の製造・販売)	100.0
SUNNY VIEW ENTERPRISE LTD.	(千C\$) 2,400	不動産賃貸	100.0 (50.0)
豊海東都水産冷蔵株式会社	50	冷蔵倉庫及びその関連事業	100.0

(注) 1. 当社の議決権比率の () 内は、間接所有割合を内数で表示しております。

2. 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

3. 2021年2月1日を効力発生日として、重要な子会社である株式会社埼玉県魚市場に対する当社の債権の株式化（デット・エクイティ・スワップ）及び同社における減資を行い、同社の資本金が減少しております。

(4) 対処すべき課題

水産物卸売市場業界におきましては、国内人口の減少、消費形態の変化等により魚食が減少する状況にあり、また、水産資源の減少やそれに伴う漁獲規制、市場外流通や市場間競争の激化、さらに、海外の魚食普及による調達コストの上昇から、取扱数量が伸び悩む傾向が恒常化し、引き続き厳しい事業環境で推移するものと思われま

す。また、新型コロナウイルス感染症は当社グループの主力事業である水産物卸売事業にも多大な影響を及ぼし、内食関連需要で一部伸長する商品がみられたものの、高単価商材をメインとする外食・観光関連需要の落ち込みは大きく、先行きにつきましても予断を許さない状況が継続しております。

さらに、2020年6月には改正卸売市場法が施行され、同法改正により取引ルールの緩和や開設者・卸売業者の許認可制の見直しが行われ、流通の効率化や民間資本の参入拡大が進むと考えられるなかで市場内はもとより市場外の業者も含め、今後競争がさらに激化することも想定しなければなりません。

このような状況のなか当社グループにおきましては、高収益構造と強固な財務体質の確立のため、主力事業である水産物卸売事業についての持続的成長を経営の最優先課題と認識して取り組み、事業の状況でも述べましたとおり株式会社麻生及び同社の完全子会社である合同会社A S T Sホールディングスとの間で中長期的な事業の拡大並びに企業価値の増大等を目的とした資本業務提携契約を締結した他、在外子会社のAERO TRADING社（カナダ・バンクーバー市）において漁業権を積極的に取得し、当社グループの事業基盤のひとつである資源アクセス（集荷力）の強化も進めてまいりました。

今後も持続的な企業価値の向上を図るため、「**着実な成長の実現**」「**さらなる成長への挑戦**」「**事業基盤強化への改革**」を3つの基本方針とし、それら方針のもと具体的な戦略・戦術へと展開してまいります。

<持続的な企業価値向上のための基本方針>

① 着実な成長の実現

- * 資源アクセスの強化
- * 粗利益率向上へのこだわり
- * 直接販売経費のさらなる削減
- * 強化すべき商品カテゴリーの見極め
- * 高付加価値商品の深耕
- * 新たな販売先の選定
- * AERO TRADING社の持続的成長

② さらなる成長への挑戦

- * 海外事業の積極的拡大
- * 業務提携事業の積極的展開・推進
- * 機動的なM&Aの検討

③ 事業基盤強化への改革

- * 業務の効率化によるさらなる生産性向上
- * 人材投資の拡大
- * 強固なグループ経営の深耕
- * 選択と集中の継続
- * 株主還元の充実

また、当社グループでは、「新たな事業への挑戦とリスクの適切なコントロールを両立させ、持続的な成長を達成するため、「変化に興味を持つ」「広い視野を持つ」「鮮度と旬を極める」との行動指針を掲げており、組織運営において、社員ひとりひとりが型にとらわれない自由な発想を行うことができ、かつ、コミュニケーションを図りやすい職場環境づくりを推し進めることにより、真の働き方改革を実現してまいります。さらに、グループ運営においては、選択と集中によるグループ横断的な経営・人的資源の再配分を実施し、他方、水産物卸売事業を継続していくための根幹である水産資源の持続可能性にも配慮し、リスク管理体制についても、引き続きコンプライアンス経営を核とした内部統制システムとともに検証し、さらなる改善を目指してまいります。

中央卸売市場における卸売業者である当社は、市民の豊かな食生活を支える基幹的インフラとしての機能を担っており、集荷、分荷、価格形成、決済と公正な取引等の役割を引き続き果たす矜持をもって、80余年を超える豊富な経験やグループ内外のネットワークを背景に新たな商流・新たなサービス・新たなドメインに果敢に挑戦し、勝ち残るのではなく勝ち進む企業として、一層の企業価値向上と株主共同の利益の最大化に取り組んでまいります。株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

当社グループの主要な事業内容は、次のとおりであります。

事業区分	事業内容
水産物卸売事業	各種生鮮・冷凍水産物及び水産加工品の卸売
冷蔵倉庫及びその関連事業	冷凍・冷蔵倉庫の運営、水産加工品の製造・販売
不動産賃貸事業	不動産の所有・賃貸、水産物卸売市場の開設

(6) 主要な営業所及び工場 (2021年3月31日現在)

① 当社

東都水産株式会社	本社	東京都江東区豊洲六丁目6番2号
----------	----	-----------------

② 子会社（6社）

株式会社埼玉県魚市場	本社	埼玉県さいたま市北区
千葉魚類株式会社	本社	千葉県千葉市美浜区
釧路東水冷凍株式会社	本社	北海道釧路市
AERO TRADING CO.,LTD.	本社	カナダ・バンクーバー市
SUNNY VIEW ENTERPRISE LTD.	本社	カナダ・バンクーバー市
豊海東都水産冷蔵株式会社	本社	東京都中央区

(7) 使用人の状況 (2021年3月31日現在)

① 当社グループの使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
水産物卸売事業	228 (17)	- (2)
冷蔵倉庫及びその関連事業	72 (59)	△2 (△6)
不動産賃貸事業	11 (2)	- (-)
合計	311 (78) 名	△2 (△4) 名

(注) 使用人数は就業員数であり、パートは () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。△は減員を示しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
141 (-) 名	2 (-) 名	42.6歳	18.3年

(注) 使用人数は就業員数であり、パートは () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

借入先	借入額
日本政策金融公庫	1,467 百万円
株式会社みずほ銀行	547
株式会社三菱UFJ銀行	445
株式会社埼玉りそな銀行	436
株式会社商工組合中央金庫	432

(9) その他当社グループの現況に関する重要な事項

2020年11月9日付で株式会社麻生及び同社の完全子会社である合同会社A S T S ホールディングスとの間で資本業務提携契約を締結するとともに、2020年11月10日から2020年12月22日までを公開買付け期間として合同会社A S T S ホールディングスが当社株式に対する公開買付けを行い、同社は当社の発行済株式の36.11%を取得し、当社の筆頭株主となりました。これにより当社は株式会社麻生及び合同会社A S T S ホールディングスの持分法適用会社となりました。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 12,800,000株
- ② 発行済株式の総数 4,026,000株
- ③ 株主数 1,964名
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
合同会社A S T S ホールディングス	1,453	36.54
株式会社ヨンキュウ	537	13.51
マルハニチロ株式会社	321	8.09
松岡冷蔵株式会社	319	8.02
株式会社三陽	144	3.63
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	138	3.47
株式会社海昇	126	3.17
株式会社魚力	115	2.91
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	72	1.82
中央魚類株式会社	40	1.01

(注) 1. 持株比率は自己株式 (46,828株) を控除し、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。なお、自己株式には従業員株式給付信託 (J-ESOP) が保有する当社株式 (44,500株) は含めておりません。

2. 当社が保有する自己株式及び従業員株式給付信託 (J-ESOP) が保有する当社株式は、上記大株主から除いております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はございません。

(3) その他株式に関する重要な事項

当社は、2020年6月17日開催の第72回定時株主総会決議に基づき、当社の取締役（社外取締役は除く）を対象とした新たな業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」を導入しております。なお、本制度の運用は2021年度からを予定しており、また本制度に係る信託契約の締結も2021年8月19日を予定しているため、当事業年度末における株式給付信託が保有する当社株式はありません。

(4) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2021年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	長谷 幸一郎	株式会社三陽代表取締役社長 株式会社マルサンフーズ代表取締役社長 株式会社ウエストジャパンフーズ代表取締役会長 株式会社サンヨウサービス代表取締役社長 海興水産株式会社代表取締役社長 株式会社伝水代表取締役
代表取締役社長	江原 恒	
専務取締役	赤星 博之	事業開発統括本部長
専務取締役	久我 勝二	営業本部長
取締役	細野 雅夫	総務部門担当
社外取締役	佐藤 隆治	有限会社エスアンドカンパニー代表取締役社長 株式会社フォーシーズホールディングス社外取締役
常勤監査役	青山 憲夫	
常勤監査役	橋本 明夫	
社外監査役	川崎 尊義	弁護士
社外監査役	小林 博之	株式会社ソーシャルキャピタルマネジメント代表取締役社長 トーセイ株式会社社外取締役 株式会社WATASU代表取締役

- (注) 1. 2020年6月17日開催の当社第72回定時株主総会最終の時をもって取締役茶木正安氏が任期満了により退任し、同定時株主総会において三浦隆司氏が新たに取締役に選任され、就任いたしました。
2. 取締役三浦隆司氏は、2021年1月12日付で辞任により退任いたしました。なお、同氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、重要な兼職は三印三浦水産株式会社代表取締役専務及び三浦ホールディングス株式会社代表取締役社長でありました。
3. 取締役佐藤隆治氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。また、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

4. 監査役川崎尊義氏及び小林博之氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。また、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
5. 監査役青山憲夫氏は、長年当社の経理業務を担当した経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、監査役橋本明夫氏及び小林博之氏は、長年金融系事業会社に勤務した経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

② 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員の 員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等 (注3)	
取締役 (うち社外取締役)	110 (9)	95 (9)	14 (-)	- (-)	8 (3)
監査役 (うち社外監査役)	19 (7)	19 (7)	- (-)	- (-)	4 (2)
合計 (うち社外役員)	129 (17)	114 (17)	14 (-)	- (-)	12 (5)

(注) 1. 使用人兼務取締役はおりません。

2. 上記取締役の員数には、2020年6月17日開催の第72回定時株主総会最終の時をもって退任した社外取締役1名及び2021年1月12日付で退任した社外取締役1名が含まれております。
3. 非金銭報酬等は、2020年6月17日開催の第72回定時株主総会において決議され、2021年度から運用を開始する予定の業績連動型株式報酬であり、上表には、役位と業績達成度に応じて算定した給付見込額を2021年度から記載する見込です。

③ 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬に係る業績指標は、事業年度ごとの会社業績向上に対する意識を高めるため、当社単体の当期純利益を選択しており、当該指標を選択した理由は企業の収益力と企業価値を評価する基準として適しているとの判断によるものです。業績連動型金銭報酬は、当該指標の2%を原資、業務執行取締役人数×3百万円を連動配分総額の上限として算定することとしております。当事業年度を含む当社単体の当期純利益の推移は「1. (2) ② 当社（単体）の財産及び損益の状況の推移」に記載のとおりです。

④ 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は下記「⑥ 取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりです。なお、本非金銭報酬である業績連動型株式報酬制度「株式給付信託 (BBT (=Board Benefit Trust))」は2021年度から運用を開始するため、当事業年度においては、付与したポイント及び交付した株式はありません。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、1993年6月29日開催の第45回定時株主総会において月額21百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終了時点の取締役の員数は17名です。

また、上記報酬限度額とは別枠で、2020年6月17日開催の第72回定時株主総会において業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust））」を導入することを決議いただいております。当該制度による取締役に付与する1事業年度当たりの株式数の上限を11,000ポイント（1ポイントは当社普通株式1株に相当します。）と定めています。当該定時株主総会終了時点の取締役（社外取締役を除きます。）の員数は5名です。

監査役の報酬限度額は、1994年6月29日開催の第46回定時株主総会において月額450万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終了時点の監査役の員数は5名です。

⑥ 取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法及び個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社は、2021年2月8日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について評価・報酬協議会へ諮問し、妥当である旨の答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、評価・報酬協議会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

ロ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

当社の業務執行取締役に対する報酬は、固定報酬、業績連動型金銭報酬及び業績連動型株式報酬（注）により構成され、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、固定報酬のみを支払うこととする。

当社は、取締役会の任意の諮問機関として、社外取締役及び常勤の監査役を含むすべての監査役で構成される評価・報酬協議会を設置する。同協議会は、取締役会からの諮問に基づき、取締役の報酬に関する方針・制度、報酬の基準・額等に関する事項を審議し、その結果を取締役会に答申する。

（注）業績連動型株式報酬は2021年度から運用を開始する。以下、業績連動型株式報酬について同じ。

2. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、会社業績、従業員給与等とのバランス、職責、貢献度、他社の状況等を考慮しながら、それらを総合的に勘案して役位毎に一律な報酬額として決定するものとする。

3. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動型金銭報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標(KPI)を反映した月例の現金報酬とし、本業績連動型金銭報酬に係る指標は、企業の収益力と企業価値を評価する基準として適用していると判断から当社単体の当期純利益とする。業績連動型金銭報酬の額の決定方法は、当該指標に一定の係数を乗じて算出した値を原資とし、連動配分総額には一定の上限を設定する。業績指標とその係数、連動配分総額の上限値は、中期経営計画の策定・更新時や環境の変化に応じて、評価・報酬協議会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。

非金銭報酬は、取締役(社外取締役を除く。以下、本非金銭報酬の項目において同じとする。)の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」を採用する。

取締役に1事業年度ごとに付与される株式数に相当するポイントは、役位に応じた役位ポイントに業績に応じた業績評価係数を乗じたものとし、取締役退任時に累計ポイントに応じた株式及び金銭を支給する。業績評価の指標は、中期経営計画策定時に複数年にわたっての連結収益予想を設定する際、過去データも踏まえた綿密な計画が可能であり、その数値が企業の収益力や企業価値を評価する基準として一般的にも定着しているとの理由で連結営業利益とする。役位ポイント、業績評価の指標とその係数は、中期経営計画の更新時や環境の変化に応じて、評価・報酬協議会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、個人別評価により業績連動報酬のウェイトが変動する構成とし、評価・報酬協議会において検討を行う。取締役会(下記5の委任を受けた代表取締役社長)は同協議会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合に従い取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

なお、報酬の種類ごとの比率の目安は概ね、固定報酬：業績連動型金銭報酬：業績連動型株式報酬＝7.5：1.5：1.0とする（KPIを100%達成の場合）。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の委任に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の固定報酬の額、業績連動型金銭報酬の額及び業績連動型株式報酬の額とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、評価・報酬協議会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任をうけた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定をしなければならない。

⑦ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役の業績連動型金銭報酬の評価配分を含む個人別の報酬額の決定にあたっては、報酬水準の妥当性及び業績評価の透明性を確保する観点から、予め定められた基準に基づいて作成された原案を、評価・報酬協議会に諮問し、答申を得たのち、2020年6月17日開催の取締役会において、その決定を代表取締役社長江原恒に委任する旨の決議をしております。委任した理由は、当社グループ全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当領域や職責等について総合的に評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、代表取締役社長は、上記答申内容に従って個人別の報酬額を決定しなければならないこととしております。

⑧ 社外役員等に関する事項

イ. 他の法人等における業務執行取締役、社外役員等の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

上記「① 取締役及び監査役の状況」に記載の社外役員的重要な兼職先と当社との間に特別な関係はありません。また、2021年1月12日付で辞任により退任いたしました社外取締役三浦隆司氏的重要な兼職先でありました三印三浦水産株式会社及び三浦ホールディングス株式会社と当社との間に特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

会社における地位 氏名	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	発言状況及び社外取締役として期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 佐藤隆治	17/17回 (100%)	—	主に企業経営に関する高度な専門知識、幅広い見識から、グループ経営全般はもとより新規投資や組織運営におけるリスクマネジメントにおいて、当社のコーポレート・ガバナンスに資する確かな提言や助言を行っております。また、任意の委員会である評価・報酬協議会では委員長として公正透明な協議会運営を主導したほか、委員として取締役候補者の選定や取締役報酬の決定、及び取締役会の実効性の評価に対し、客観的・中立的立場で意見を述べております。
社外取締役 三浦隆司	9/9回 (100%)	—	主に水産流通や水産加工を営む事業会社における経営者としての豊富な経験、水産業全般にわたる幅広い見識から、グループ経営全般はもとより当社グループの主力事業である水産物卸売事業の施策全般において、当社のコーポレート・ガバナンスに資する確かな提言や助言を行っておりました。
社外監査役 川崎尊義	17/17回 (100%)	17/17回 (100%)	主に弁護士としての専門知識、幅広い見識から、経営全般において、当社のコーポレート・ガバナンスに資する確かな提言や助言を行っております。また、任意の委員会である評価・報酬協議会では、取締役候補者の選定や取締役報酬の決定、及び取締役会の実効性の評価に対し、客観的・中立的立場で意見を述べております。
社外監査役 小林博之	16/17回 (94%)	16/17回 (94%)	企業経営に関する高度な専門知識、幅広い見識から、経営全般において、当社のコーポレート・ガバナンスに資する確かな提言や助言を行っております。また、任意の委員会である評価・報酬協議会では、取締役候補者の選定や取締役報酬の決定、及び取締役会の実効性の評価に対し、客観的・中立的立場で意見を述べております。

- (注) 1. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び定款に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。
2. 社外取締役三浦隆司氏につきましては、2020年6月17日就任から2021年1月12日の辞任による退任までの状況を記載しております。

⑨ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査役全員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。また、2021年1月12日付で社外取締役を辞任いたしました三浦隆司氏との間で同様の契約を締結しております。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社のすべての子会社並びに当社及び当社のすべての子会社の取締役、監査役(注1)、執行役員、管理職従業員(注2)、社外派遣役員及び退任役員であり、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約により被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請

求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険により填補することとしておりますが、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、保険契約に免責額の定めを設け、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしております。

- (注) 1. 海外子会社については当社又は日本に所在する子会社からの出向役員及び日本法人と海外子会社との兼務役員に限られます。
2. 会社の取締役会決議により会作法上の「重要な使用人」として選任された執行役員以外の者をいいます。

(6) 会計監査人の状況

- ① 名称 EY新日本有限責任監査法人
② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	32百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の職務執行状況や監査計画の内容等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はございません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人EY新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。

3 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針につきましては、特に定めておりません。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

科目	金額
資産の部	
流動資産	17,472
現金及び預金	10,287
受取手形及び売掛金	5,270
商品及び製品	1,772
仕掛品	8
原材料及び貯蔵品	94
その他	404
貸倒引当金	△364
固定資産	12,596
有形固定資産	7,461
建物及び構築物	3,447
機械装置及び運搬具	636
土地	3,163
建設仮勘定	32
その他	182
無形固定資産	2,438
借地権	184
漁業権	2,207
その他	46
投資その他の資産	2,695
投資有価証券	2,271
繰延税金資産	81
破産更生債権等	188
その他	325
貸倒引当金	△171
資産合計	30,068

(単位：百万円)

科目	金額
負債の部	
流動負債	5,955
支払手形及び買掛金	2,368
短期借入金	2,346
未払法人税等	69
賞与引当金	54
株主優待引当金	2
その他	1,114
固定負債	5,848
長期借入金	3,127
繰延税金負債	394
長期預り保証金	909
再評価に係る繰延税金負債	298
退職給付に係る負債	867
株式給付引当金	33
資産除去債務	124
その他	92
負債合計	11,804
純資産の部	
株主資本	18,149
資本金	2,376
資本剰余金	1,085
利益剰余金	14,885
自己株式	△196
その他の包括利益累計額	114
その他有価証券評価差額金	486
繰延ヘッジ損益	△10
土地再評価差額金	360
為替換算調整勘定	△741
退職給付に係る調整累計額	19
純資産合計	18,263
負債及び純資産合計	30,068

連結損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで) (単位:百万円)

科目	金額
売上高	103,147
売上原価	97,300
売上総利益	5,846
販売費及び一般管理費	4,407
営業利益	1,439
営業外収益	348
受取利息	43
受取配当金	100
補助金収入	121
受取賃貸料	19
その他	64
営業外費用	47
支払利息	26
為替差損	6
固定資産除却損	2
その他	12
経常利益	1,739
特別利益	18
投資有価証券売却益	18
特別損失	29
投資有価証券評価損	29
税金等調整前当期純利益	1,727
法人税、住民税及び事業税	287
法人税等調整額	△83
当期純利益	1,523
親会社株主に帰属する当期純利益	1,523

連結株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

項目	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,376	1,085	13,620	△196	16,885
当期変動額					
剰余金の配当			△258		△258
親会社株主に帰属する当期純利益			1,523		1,523
自己株式の取得				△2	△2
自己株式の処分				1	1
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	1,264	△0	1,264
当期末残高	2,376	1,085	14,885	△196	18,149

項目	その他の包括利益累計額						純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	241	－	360	△534	△60	6	16,892
当期変動額							
剰余金の配当							△258
親会社株主に帰属する当期純利益							1,523
自己株式の取得							△2
自己株式の処分							1
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	244	△10	－	△206	79	107	107
当期変動額合計	244	△10	－	△206	79	107	1,371
当期末残高	486	△10	360	△741	19	114	18,263

計算書類

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	11,958
現金及び預金	6,160
売掛金	4,101
商品及び製品	1,382
原材料及び貯蔵品	4
前払費用	12
関係会社短期貸付金	327
その他	96
貸倒引当金	△127
固定資産	5,837
有形固定資産	2,227
建物	592
機械及び装置	63
工具、器具及び備品	36
土地	1,530
リース資産	5
無形固定資産	209
借地権	178
ソフトウェア	21
その他	8
投資その他の資産	3,401
投資有価証券	1,940
関係会社株式	1,319
破産更生債権等	77
その他	137
貸倒引当金	△74
資産合計	17,796

科目	金額
負債の部	
流動負債	4,250
受託販売未払金	229
買掛金	1,515
短期借入金	1,631
関係会社短期借入金	280
未払金	73
未払費用	276
未払法人税等	29
未払消費税等	111
預り金	59
前受収益	0
リース債務	1
株主優待引当金	2
賞与引当金	26
その他	10
固定負債	3,392
長期借入金	1,799
繰延税金負債	224
再評価に係る繰延税金負債	298
退職給付引当金	456
株式給付引当金	33
リース債務	3
資産除去債務	52
その他	522
負債合計	7,643
純資産の部	
株主資本	9,399
資本金	2,376
資本剰余金	1,028
資本準備金	953
その他資本剰余金	74
利益剰余金	6,192
利益準備金	594
その他利益剰余金	5,598
固定資産圧縮積立金	83
別途積立金	3,553
繰越利益剰余金	1,961
自己株式	△196
評価・換算差額等	754
その他有価証券評価差額金	404
繰延ヘッジ損益	△10
土地再評価差額金	360
純資産合計	10,153
負債及び純資産合計	17,796

損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	79,403
売上原価	75,718
売上総利益	3,685
販売費及び一般管理費	3,030
営業利益	654
営業外収益	404
受取利息及び配当金	316
補助金収入	48
その他	39
営業外費用	34
支払利息	22
固定資産除却損	0
その他	12
経常利益	1,024
特別利益	18
投資有価証券売却益	18
特別損失	29
投資有価証券評価損	29
税引前当期純利益	1,012
法人税、住民税及び事業税	90
法人税等調整額	△55
当期純利益	976

株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

項目	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			利益剰余金合計		
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	2,376	953	74	1,028	594	86	3,253	1,540	5,473	△196	8,681
当期変動額											
固定資産圧縮積立金の取崩						△2		2	－		－
別途積立金の積立							300	△300	－		－
剰余金の配当								△258	△258		△258
当期純利益								976	976		976
自己株式の取得										△2	△2
自己株式の処分										1	1
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）											
当期変動額合計	－	－	－	－	－	△2	300	421	718	△0	717
当期末残高	2,376	953	74	1,028	594	83	3,553	1,961	6,192	△196	9,399

項目	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	158	－	360	519	9,200
当期変動額					
固定資産圧縮積立金の取崩					－
別途積立金の積立					－
剰余金の配当					△258
当期純利益					976
自己株式の取得					△2
自己株式の処分					1
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	245	△10	－	235	235
当期変動額合計	245	△10	－	235	952
当期末残高	404	△10	360	754	10,153

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2021年5月17日

東都水産株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士 福原正三^④

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 小宮山高路^④

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東都水産株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東都水産株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2021年5月17日

東都水産株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 福原正三^①

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小宮山高路^①

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東都水産株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監査報告書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第73期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月18日

東都水産株式会社 監査役会

常勤監査役	橋本明夫	㊟
常勤監査役	青山憲夫	㊟
社外監査役	川崎尊義	㊟
社外監査役	小林博之	㊟

以上

定時株主総会会場ご案内図

会場

東京都中央卸売市場豊洲市場7街区 管理施設棟1階 講堂

東京都江東区豊洲六丁目6番1号

交通

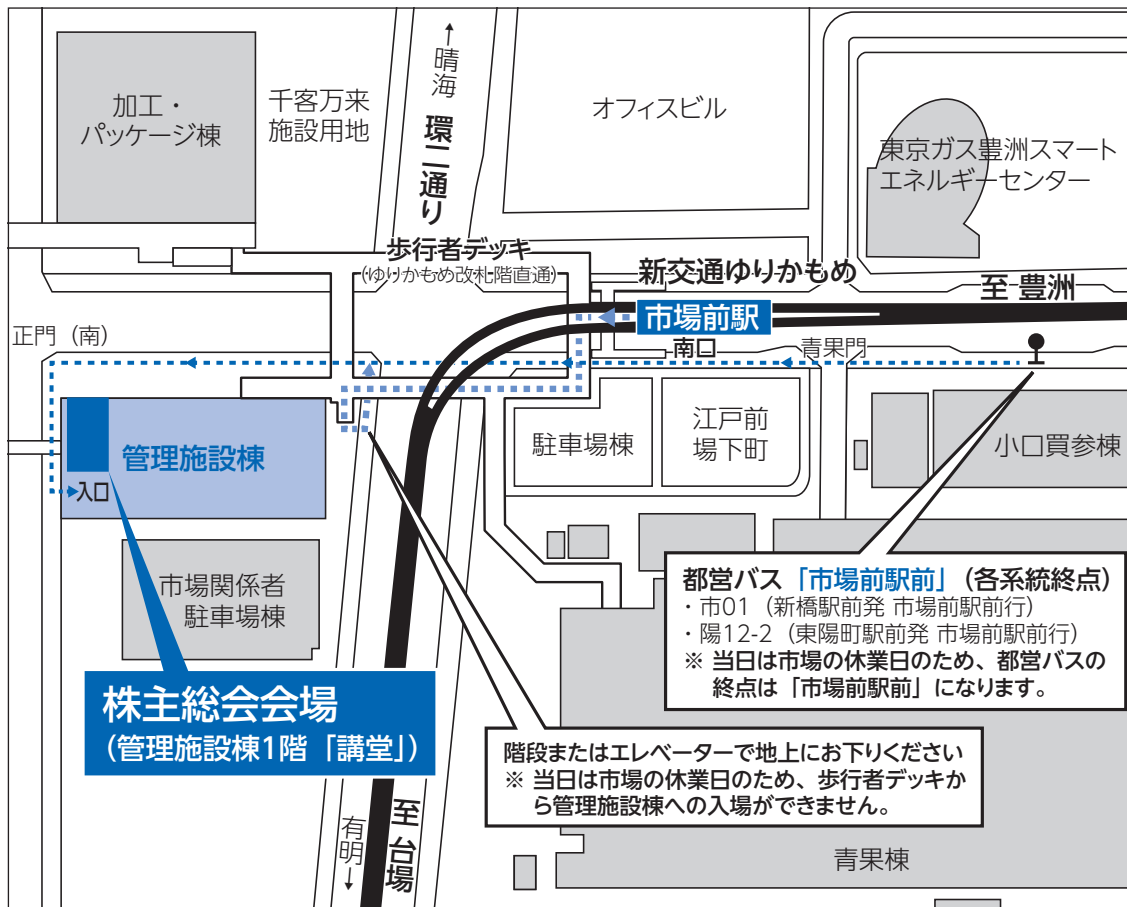
電 車・新交通ゆりかもめ「市場前」下車（徒歩5分）

バ ス・都営バス<市01>系統「市場前駅前」下車（徒歩7分）（新橋駅前発 市場前駅前行）

・都営バス<陽12-2>系統「市場前駅前」下車（徒歩7分）（東陽町駅前発 市場前駅前行）

※ 当日は市場の休業日のため、都営バスの終点が開場日と異なっておりますのでご注意ください。

※ 駐車場のご用意はございませんので、公共交通機関をご利用ください。



東都水産株式会社

〒135-8134 東京都江東区豊洲6-6-2

<https://www.tohsui.co.jp/>



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。